

①綾川町中小企業振興資金利子補給金

綾川町では、中小企業者が事業継続のために行った設備投資の借入に対して、利子補給金を交付します。

【支給対象者】

- ・常時雇用する従業員数が60人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする場合は10人）未満の中小企業者

【対象要件】

- ・町内に住所または事業所を有するもので、町内に設備を設置したもの（機械導入、工場建設等）
- ・町税を完納しているもの

【利子補給金額】

- ・日本政策金融公庫や民間金融機関からの借入で、借入金の上限は1,500万円、補給金の金利の上限は1.0%。対象は、当該年度の1月から12月中に支払われた利息の合計です。

例) 融資借入金3,000万円、金利2.0%で借入をし、年間の支払利息合計が10万円だった場合

支払利息10万円×(1,500万円/3,000万円)×(1.0%/2.0%)=25,000円 利子補給金：25,000円

新型コロナウイルス感染症による2年間の特例

綾川町は2年間に限り、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に、上記①の対象要件に追加して、以下の要件を満たした場合、特例を受けることができます。

【上記①の対象要件に追加の要件】

- ・綾川町中小企業者等事業継続支援臨時給付金の交付決定を受けているもの。
- ・町内に設置した設備のうち、太陽光発電事業のための設備資金は対象外とする。

【利子補給金額】

- ・日本政策金融公庫や民間金融機関からの借入で、借入金の上限は2,000万円、補給金の金利の上限はなし。対象は、当該年度の1月から12月中に支払われた利息の合計です。

例) 融資借入金3,000万円、金利2.0%で借入をし、年間の支払利息合計が10万円だった場合

支払利息10万円×(2,000万円/3,000万円)×(2.0%/2.0%)=66,666円 利子補給金：66,666円

【申請方法】

1. 利子補給金申請書（様式第1号）
 2. 利子補給金の請求書
 3. 金銭消費貸借契約証書の写し
 4. ③の償還明細
 5. 綾川町中小企業者等事業継続支援臨時給付金交付決定通知書の写し（②の利子補給金の場合）
- 1～5までの書類を準備していただき、12月中に綾川町商工会に提出してください。なお、資金繰り等の理由で、6月中に綾川町商工会に提出していただき、1月～6月までに支払われた利息を利子補給金として交付することもできます（令和3年度以降）。

【問い合わせ先】

綾川町役場経済課：087-876-5282

綾川町商工会：087-878-2190